

法定協議会規約 新旧対照表

資料2

改定後	現行（改定前）
<p>(地域部会)</p> <p>第8条 協議会は、特定地域に関わる事項について協議及び調整を行うため、地域部会を置くことができる。</p> <p>2 地域部会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>3 地域部会長は、会長が指名する者をもって充て、地域部会を代表し、その会務を総理する。</p> <p>4 地域部会長に事故があるとき又は欠けたときは、当該地域部会に属する委員又は臨時委員のうちから地域部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>5 第4条から第7条まで並びに第10条及び第11条の規定は、地域部会にこれを準用する。</p> <p>この場合において、「委員」とあるのは「地域部会の委員」と、「協議会」とあるのは「地域部会」と、「会長」とあるのは「地域部会長」と読み替えるものとする。</p> <p>6 協議会が認めた事項については、地域部会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。</p> <p>(分科会)</p> <p>第9条 協議会は、特定事項に関わる内容について協議及び調整を行うため、分科会を置くことができる。</p> <p>2 分科会は、分科会の委員や運営に関して、必要な事項を分科会設置要綱として別に定め組織する。</p> <p>3 分科会長は、会長が指名する者をもって充て、分科会を代表し、その会務を総理する。</p> <p>4 分科会長に事故があるとき又は欠けたときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>5 協議会が認めた事項については、分科会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。</p>	<p>(地域部会)</p> <p>第8条 協議会は、特定地域に関わる事項について協議及び調整を行うため、地域部会を置くことができる。</p> <p>2 地域部会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>3 地域部会長は、会長が指名する者をもって充て、地域部会を代表し、その会務を総理する。</p> <p>4 地域部会長に事故があるとき又は欠けたときは、当該地域部会に属する委員又は臨時委員のうちから地域部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>5 第4条から第7条まで並びに第9条及び第10条の規定は、地域部会にこれを準用する。</p> <p>この場合において、「委員」とあるのは「地域部会の委員」と、「協議会」とあるのは「地域部会」と、「会長」とあるのは「地域部会長」と読み替えるものとする。</p> <p>6 協議会が認めた事項については、地域部会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。</p>

<p>(書面による決議)</p> <p>第10条 協議会は、会長が認め、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。</p> <p>(1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項</p> <p>(2) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項</p> <p>(3) やむを得ない事情により協議会を開催することが困難な場合の事項</p> <p>(4) 第3条第1項第1号及び第2号を除く協議会運営にかかる事項</p> <p>2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の協議会又は書面において、その内容を報告しなければならない。</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第11条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第12条 協議会の事務を処理するため、群馬県県土整備部交通政策課内に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費)</p> <p>第13条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金及びその他収入をもって充てる。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(監査)</p> <p>第15条 協議会に監査委員を1名置く。</p> <p>2 協議会の出納監査は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する監査委員によって行う。</p> <p>3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。</p> <p>(協議会が解散した場合の措置)</p> <p>第16条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p>	<p>(書面による決議)</p> <p>第9条 協議会は、会長が認め、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。</p> <p>(1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項</p> <p>(2) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項</p> <p>(3) やむを得ない事情により協議会を開催することが困難な場合の事項</p> <p>(4) 第3条第1項第1号及び第2号を除く協議会運営にかかる事項</p> <p>2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の協議会又は書面において、その内容を報告しなければならない。</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第10条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の事務を処理するため、群馬県県土整備部交通政策課内に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費)</p> <p>第12条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金及びその他収入をもって充てる。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(監査)</p> <p>第14条 協議会に監査委員を1名置く。</p> <p>2 協議会の出納監査は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する監査委員によって行う。</p> <p>3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。</p> <p>(協議会が解散した場合の措置)</p> <p>第15条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p>
---	--

<p>(規約の変更)</p> <p>第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none">1 この規約は、令和3年2月18日から施行する。2 この規約は、令和3年7月12日から施行する。3 この規約は、令和3年9月16日から施行する。4 この規約は、令和4年3月24日から施行する。5 この規約は、令和4年6月16日から施行する。6 この規約は、令和●年●月●日から施行する。	<p>(規約の変更)</p> <p>第16条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none">1 この規約は、令和3年2月18日から施行する。2 この規約は、令和3年7月12日から施行する。3 この規約は、令和3年9月16日から施行する。4 この規約は、令和4年3月24日から施行する。5 この規約は、令和4年6月16日から施行する。
--	--

群馬県地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程 新旧対照表

改定後	現行（改定前）
<p>(報酬)</p> <p>第2条 協議会に出席した委員の報酬は、別表に定める額とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。</p> <p>(1) 国及び地方公共団体の職員</p> <p>(2) 公共交通事業者の職員</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員</p> <p>2 規約第6条第2項の規定により、臨時委員が協議会に出席した場合は、前項の規定を準用する。</p> <p>3 前2項の規定は、地域部会及び分科会にこれを準用する。この場合において、「委員」とあるのは「地域部会の委員」及び「分科会の委員」と、「協議会」とあるのは「地域部会」及び「分科会」と、「会長」とあるのは「地域部会長」及び「分科会長」と読み替えるものとする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 次の各号に定める委員が公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) その他、会長が特に指定した者</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、群馬県の例に準ずるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、令和3年2月18日から施行する。 この規程は、令和●年●月●日から施行する。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 協議会に出席した委員の報酬は、別表に定める額とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。</p> <p>(1) 国及び地方公共団体の職員</p> <p>(2) 公共交通事業者の職員</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員</p> <p>2 規約第6条第2項の規定により、臨時委員が協議会に出席した場合は、前項の規定を準用する。</p> <p>3 前2項の規定は、地域部会にこれを準用する。この場合において、「委員」とあるのは「地域部会の委員」と、「協議会」とあるのは「地域部会」と、「会長」とあるのは「地域部会長」と読み替えるものとする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 次の各号に定める委員が公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) その他、会長が特に指定した者</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、群馬県の例に準ずるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、令和3年2月18日から施行する。</p>

群馬県地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 群馬県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び第27条の2第1項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「実施計画」という。）の策定並びに地域公共交通の活性化に資する事業の実施を目的として設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、前橋市大手町1丁目1番1号群馬県県土整備部交通政策課内に置く。

(実施事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通計画及び実施計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 全県的又は広域圏間で調整が必要な事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織及び委員の任期)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 特別な事項を協議・調整させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて協議会の会議（以下「会議」という。）に出席する。
- 3 臨時委員は、第1項に関する事項の協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長、副会長を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名以内
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
 - 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
 - 4 副会長は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させるか、委任状を提出して他の委員に表決を委任することができる。この場合において、当該代理出席者は委員とみなし、委任状を提出した者は総会に出席したものとみなす。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(地域部会)

第8条 協議会は、特定地域に関わる事項について協議及び調整を行うため、地域部会を置くことができる。

- 2 地域部会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。
- 3 地域部会長は、会長が指名する者をもって充て、地域部会を代表し、その会務を総理する。
- 4 地域部会長に事故があるとき又は欠けたときは、当該地域部会に属する委員又は臨時委員のうちから地域部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 第4条から第7条まで並びに第10条及び第11条の規定は、地域部会にこれを準用する。

この場合において、「委員」とあるのは「地域部会の委員」と、「協議会」とあるのは「地域部会」と、「会長」とあるのは「地域部会長」と読み替えるものとする。

- 6 協議会が認めた事項については、地域部会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。

(分科会)

第9条 協議会は、特定事項に関わる内容について協議及び調整を行うため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、分科会の委員や運営に関して、必要な事項を分科会設置要綱として別に定め組織する。
- 3 分科会長は、会長が指名する者をもって充て、分科会を代表し、その会務を総理する。
- 4 分科会長に事故があるとき又は欠けたときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 協議会が認めた事項については、分科会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。

(書面による決議)

第10条 協議会は、会長が認め、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項

- (2) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項
- (3) やむを得ない事情により協議会を開催することが困難な場合の事項
- (4) 第3条第1項第1号及び第2号を除く協議会運営にかかる事項

2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の協議会又は書面において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第11条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、群馬県県土整備部交通政策課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第15条 協議会に監査委員を1名置く。

2 協議会の出納監査は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(規約の変更)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

- 1 この規約は、令和3年2月18日から施行する。
- 2 この規約は、令和3年7月12日から施行する。
- 3 この規約は、令和3年9月16日から施行する。
- 4 この規約は、令和4年3月24日から施行する。

- 5 この規約は、令和4年6月16日から施行する。
- 6 この規約は、令和●年●月●日から施行する。

群馬県地域公共交通活性化協議会（法定協議会）委員名簿 42名

令和5年●月●日現在

No.	法第6条 第2項	区分	所属団体	職名	備考
1	1号	地方公共団体	群馬県	県土整備部技監	副会長
2			前橋市	副市長	県央広域圏部会市町村代表
3			高崎市	副市長	県央広域圏部会市町村代表
4			太田市	副市長	東毛広域圏部会市町村代表
5			沼田市	副市長	利根沼田広域圏部会市町村代表
6			中之条町	副町長	吾妻広域圏部会市町村代表
7	2号	鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株)	高崎支社長	
8			東武鉄道(株)	経営企画本部 部長	
9			上信電鉄(株)	代表取締役社長	R4.3.31まで一般乗合旅客自動車 運送事業者を兼ねる
10			上毛電気鉄道(株)	取締役社長	
11			わたらせ渓谷鐵道(株)	代表取締役	
12		一般乗合旅客自動車 運送事業者等	(一社)群馬県バス協会	会長	
13			関越交通(株)	代表取締役社長	
14			(株)群馬バス	代表取締役社長	
15			群馬中央バス(株)	代表取締役社長	
16			永井運輸(株)	取締役社長	
17			日本中央バス(株)	代表取締役	
18			(株)上信観光バス	代表取締役社長	R4.4.1より委員
19		一般乗用旅客自動車運送 事業者等	(一社)群馬県タクシー協会	会長	
20		道路管理者	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所	所長	
21			群馬県県土整備部道路管理課	課長	
22		公安委員会（警察）	群馬県警察本部	交通部長	
23		地域公共交通の利用 者	群馬県区長自治会長連合会	会長	監査
24			(一財) 群馬県老人クラブ連合会	理事長	
25	学識経験者	早稲田大学	教授	会長	
26		前橋工科大学	教授		
27		群馬工業高等専門学校	准教授		
28		地域公共交通マイスター			
29	3号	協議会の運営に必要 と認める者	国土交通省関東地方整備局 建政部都市整備課	課長	
30			国土交通省関東運輸局交通企画課	課長	
31			国土交通省関東運輸局群馬運輸支局	支局長	
32			(公財) 群馬県観光物産国際協会	理事長	
33			(福) 群馬県社会福祉協議会	会長	
34			(一社) 群馬県商工会議所連合会	会長	
35			群馬県商工会連合会	会長	
36			群馬県健康福祉部 健康福祉課地域福祉推進室	室長	
37			群馬県産業経済部 地域企業支援課	課長	
38			群馬県産業経済部戦略セールス局 観光魅力創出課	課長	
39			群馬県県土整備部 建設企画課	課長	
40			群馬県県土整備部 都市計画課	課長	
41			群馬県教育委員会 義務教育課	課長	
42			群馬県教育委員会 高校教育課	課長	

群馬県地域公共交通活性化協議会 県央広域圏(中部)地域部会 委員名簿 40名

令和5年●月●日現在

No.	法第6条 第2項	区 分	所 属 団 体	職 名	備考
1	1号	地方公共団体	群馬県	県土整備部 交通政策課長	副会長
2			前橋市	交通政策担当部長兼 交通政策課長	部会市町村代表
3			高崎市	地域交通課長	部会市町村代表
4			伊勢崎市	交通政策課長	
5			渋川市	交通政策課長	
6			榛東村	企画財政課長	
7			吉岡町	企画財政課長	
8			玉村町	環境安全課長	
9	2号	鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株)	高崎支社総務部 担当部長	
10			東武鉄道(株)	経営企画本部 課長	
11			上毛電気鉄道(株)	取締役社長	
12		一般乗合旅客自 動車運送事業者 等	(一社)群馬県バス協会	会長	
13			(株)上信観光バス	代表取締役社長	R4.4.1より委員
14			関越交通(株)	代表取締役社長	
15			(株)群馬バス	代表取締役社長	
16			群馬中央バス(株)	代表取締役社長	
17			永井運輸(株)	取締役社長	
18			日本中央バス(株)	代表取締役	
19		十王自動車(株)	代表取締役社長	R4.4.1より国際十王交通(株)か ら変更	
20		一般乗用旅客自動車 運送事業者等	(一社)群馬県タクシー協会	会長	
21	2号	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所	地域防災調整官	
22			群馬県県土整備部前橋土木事務所	所長	
23			群馬県県土整備部伊勢崎土木事務所	所長	
24			群馬県県土整備部渋川土木事務所	所長	
25	警察		前橋警察署	署長	
26			前橋東警察署	署長	
27			伊勢崎警察署	署長	
28			渋川警察署	署長	
29	3号	地域公共交通の 利用者	(一社)前橋まちなかエージェンシー	代表理事	
30			伊勢崎市地域公共交通会議	会長	
31			渋川市自治会連合会	会長	
32			榛東村自治会連合会	会長	
33			吉岡町自治会連合会	会長	
34			玉村町区長会	会長	
35	学識経験者		早稲田大学	教授	会長
36			地域公共交通マイスター		
37	協議会の運営に 必要と認める者		関東運輸局群馬運輸支局	首席運輸企画専門官	
38			前橋商工会議所	会頭	
39			伊勢崎商工会議所	会頭	
40			渋川商工会議所	会頭	

群馬県地域公共交通活性化協議会 県央広域圏(西部)地域部会 委員名簿 45名

令和5年●月●日現在

No.	法第6条 第2項	区 分	所 属 団 体	職 名	備 考
1	1号	地方公共団体	群馬県	県土整備部 交通政策課長	副会長
2			前橋市	交通政策担当部長兼 交通政策課長	部会市町村代表
3			高崎市	地域交通課長	部会市町村代表
4			藤岡市	地域安全課長	
5			富岡市	企画課長	
6			安中市	都市整備課長	
7			上野村	振興課長	
8			神流町	総務課長	
9			下仁田町	企画課長	
10			南牧村	村づくり・雇用推進 課長	
11			甘楽町	企画課長	
12	2号	鉄道事業者	東日本旅客鉄道㈱	高崎支社総務部 担当部長	
13			上信電鉄㈱	代表取締役社長	R4.3.31まで一般乗合旅客自動車 運送事業者を兼ねる
14		一般乗合旅客自 動車運送事業者 等	(一社)群馬県バス協会	会長	
15			関越交通㈱	代表取締役社長	
16			㈱群馬バス	代表取締役社長	
17			群馬中央バス㈱	代表取締役社長	
18			日本中央バス㈱	代表取締役	
19			㈱上信観光バス	代表取締役社長	R4.4.1より委員
20			一般乗用旅客自動車	(一社)群馬県タクシー協会	会長
21		道路管理者	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所	地域防災調整官	
22			群馬県県土整備部高崎土木事務所	所長	
23			群馬県県土整備部藤岡土木事務所	所長	
24			群馬県県土整備部富岡土木事務所	所長	
25			群馬県県土整備部安中土木事務所	所長	
26	警察	高崎警察署	署長		
27		高崎北警察署	署長	R4.6.16より委員	
28		藤岡警察署	署長		
29		富岡警察署	署長		
30		安中警察署	署長		
31	3号	地域公共交通の 利用者	高崎市市長会	副会長	
32			藤岡市市長会	会長	
33			富岡市市長会	理事	
34			安中市市長会	会長	
35			上野村市長会	会長	
36			神流町市長会	会長	
37			下仁田小学校PTA	会長	
38			南牧村市長会	会長	
39			甘楽町老人クラブ連合会	会長	
40			学識経験者	早稲田大学	教授
41	地域公共交通マイスター				
42	協議会の運営に 必要と認める者	関東運輸局群馬運輸支局	首席運輸企画専門官		
43		高崎商工会議所	会頭		
44		富岡商工会議所	会頭		
45		藤岡商工会議所	会頭		

群馬県地域公共交通活性化協議会 東毛広域圏地域部会 委員名簿 41名

【別表2】

令和5年●月●日現在

No.	法第6条 第2項	区 分	所 属 団 体	職 名	備 考
1	1号	地方公共団体	群馬県	県土整備部 交通政策課長	副会長
2			桐生市	交通ビジョン推進室長	
3			太田市	交通対策課長	部会市町村代表
4			館林市	安全安心課長	
5			みどり市	企画課長	
6			板倉町	総務課長	
7			明和町	総務課長	
8			千代田町	企画財政課長	
9			大泉町	都市整備課長	
10			邑楽町	企画課長	
11	2号	鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株)	高崎支社総務部 担当部長	
12			東武鉄道(株)	経営企画本部 課長	
13			上毛電気鉄道(株)	取締役社長	
14			わたらせ渓谷鐵道(株)	代表取締役社長	
15		一般乗合旅客自 動車運送事業者 等	(一社)群馬県バス協会	会長	
16			朝日自動車(株)	専務取締役	
17			(株)矢島タクシー	代表取締役	
18		一般乗用旅客自動車	(一社)群馬県タクシー協会	会長	
19		道路管理者	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所	地域防災調整官	
20			群馬県県土整備部太田土木事務所	所長	
21			群馬県県土整備部桐生土木事務所	所長	
22			群馬県県土整備部館林土木事務所	所長	
23		警察	太田警察署	署長	
24			大泉警察署	署長	
25	館林警察署		署長		
26	桐生警察署		署長		
27	3号	地域公共交通の 利用者	桐生商工会議所	主事	
28			太田市区長会	会長	
29			館林市区長協議会	会長	
30			みどり市地域公共交通会議	委員	
31			板倉町行政区長会	会長	
32			明和町区長会	会長	
33			千代田町区長会	会長	
34			大泉町自治会連絡協議会	会長	
35			邑楽町区長会	会長	
36			学識経験者	群馬工業高等専門学校	准教授
37	地域公共交通マイスター				
38	協議会の運営に 必要と認める者	関東運輸局群馬運輸支局	首席運輸企画専門官		
39		桐生商工会議所	会頭		
40		太田商工会議所	会頭		
41		館林商工会議所	会頭		

群馬県地域公共交通活性化協議会 利根・沼田広域圏地域部会 委員名簿 22名

令和5年●月●日現在

No.	法第6条 第2項	区 分	所 属 団 体	職 名	備 考
1	1号	地方公共団体	群馬県	県土整備部 交通政策課長	副会長
2			沼田市	企画政策課長	部会市町村代表
3			片品村	むらづくり観光課長	
4			川場村	むらづくり振興課長	
5			昭和村	企画課長	
6			みなかみ町	総合戦略課長	
7	2号	鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株)	高崎支社総務部 担当部長	
8		一般乗合旅客自 動車運送事業者 等	(一社)群馬県バス協会	会長	
9			関越交通(株)	代表取締役社長	
10		一般乗用旅客自動車 運送事業者等	(一社)群馬県タクシー協会	会長	
11		道路管理者	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所	地域防災調整官	
12			群馬県県土整備部沼田土木事務所	所長	
13	3号	警察	沼田警察署	署長	
14		地域公共交通の 利用者	沼田市区長会	副会長	
15			(福) 片品村社会福祉協議会	会長	
16			(福) 川場村社会福祉協議会	会長	
17			(福) 昭和村社会福祉協議会	会長	
18			(福) みなかみ町社会福祉協議会	会長	
19		学識経験者	前橋工科大学	教授	会長
20			地域公共交通マイスター		
21		協議会の運営に 必要と認める者	関東運輸局群馬運輸支局	首席運輸企画専門官	
22			沼田商工会議所	会頭	

群馬県地域公共交通活性化協議会 吾妻広域圏地域部会 委員名簿 27名

令和5年●月●日現在

No.	法第6条 第2項	区 分	所 属 団 体	職 名	備 考
1	1号	地方公共団体	群馬県	県土整備部 交通政策課長	副会長
2			中之条町	企画政策課長	部会市町村代表
3			長野原町	未来ビジョン推進課長	
4			嬭恋村	未来創造課長	
5			草津町	企画創造課長	
6			高山村	地域振興課長	
7			東吾妻町	企画課長	
8	2号	鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株)	高崎支社総務部 担当部長	
9		一般乗合旅客自 動車運送事業者 等	(一社)群馬県バス協会	会長	
10			関越交通(株)	代表取締役社長	
11			ジェイアールバス関東(株)	代表取締役社長	
12			草軽交通(株)	代表取締役	
13			西武観光バス(株)	軽井沢営業所 所長	
14		一般乗用旅客自動車 運送事業者等	(一社)群馬県タクシー協会	会長	
15		道路管理者	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所	地域防災調整官	
16			群馬県県土整備部 中之条土木事務所	所長	
17		3号	警察	吾妻警察署	署長
18	長野原警察署			署長	
19	地域公共交通の 利用者		(一社)中之条町観光協会	会長	
20			長野原町区長会	会長	
21			嬭恋村区長会	会長	
22			草津町区長会	会長	
23			高山村民生委員児童委員連絡協議会	会長	
24			東吾妻町社会福祉協議会	会長	
25	学識経験者		前橋工科大学	教授	会長
26			地域公共交通マイスター		
27	協議会の運営に必 要と認める者	関東運輸局群馬運輸支局	首席運輸企画専門官		

群馬県地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第5条の規定に基づき、群馬県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会に出席した委員の報酬は、別表に定める額とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国及び地方公共団体の職員
- (2) 公共交通事業者の職員
- (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

2 規約第6条第2項の規定により、臨時委員が協議会に出席した場合は、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定は、地域部会及び分科会にこれを準用する。この場合において、「委員」とあるのは「地域部会の委員」及び「分科会の委員」と、「協議会」とあるのは「地域部会」及び「分科会」と、「会長」とあるのは「地域部会長」及び「分科会長」と読み替えるものとする。

(費用弁償)

第3条 次の各号に定める委員が公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他、会長が特に指定した者

2 前項の規定により支給する旅費の額は、群馬県の例に準ずるものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和3年2月18日から施行する。

この規程は、令和●年●月●日から施行する。

別表（第2条）

区分	報酬	
会長	日額	23,000円
学識経験者	日額	11,000円
委員	日額	5,500円